

議案第 106 号

山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 12 月 2 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

山陽小野田市国民健康保険条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 115 号）
の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「法第 72 条の 4」を「法第 72 条の 5」に改める。

第 26 条第 2 項第 1 号中「及び住所」を「、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）」に改める。

第 27 条第 2 項第 1 号及び第 27 条の 3 第 1 項第 1 号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

山陽小野田市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保健事業)</p> <p>第11条 市は、<u>法第72条の5</u>に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>(徴収猶予)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>氏名、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>(保健事業)</p> <p>第11条 市は、<u>法第72条の4</u>に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>(徴収猶予)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>氏名及び住所</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>

<p>(1) <u>氏名、住所及び個人番号</u> (2)・(3) (略) 3 (略)</p> <p>(特例対象被保険者等に係る届出) 第27条の3 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>氏名、住所及び個人番号</u> (2)～(5) (略) 2 (略)</p>	<p>(1) <u>氏名及び住所</u> (2)・(3) (略) 3 (略)</p> <p>(特例対象被保険者等に係る届出) 第27条の3 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>氏名及び住所</u> (2)～(5) (略) 2 (略)</p>
---	---